

平成23年9月6日  
第2315号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生（378・団体指導室）…………… 1
- 道路の供用開始（379～382・由利地域振興局建設部）…………… 1

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総合防災課）…………… 2
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 5
- 土地改良区の役員の退任の届出（鹿角地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）…………… 6

## 告 示

### 秋田県告示第378号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐竹敬久

加入区 の 名 称	漁 業 区 分
船川・脇本・船越・天王加入区	一般大型定置漁業

### 秋田県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
主要地方道	十文字羽後鳥海線	由利本荘市鳥海町下笹子字繫ヶ沢45番1地先

- 2 供用開始の期日 平成23年9月6日
- 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成23年9月6日から同月19日まで

### 秋田県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間

主要地方道	十文字羽後鳥海線	由利本荘市鳥海町下笹子字繋ヶ沢12番8地先から字繋ヶ沢38番1地先まで
-------	----------	-------------------------------------

- 2 供用開始の期日 平成23年9月6日
- 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月6日から同月19日まで

## 秋田県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	十文字羽後鳥海線	由利本荘市鳥海町下笹子字繋ヶ沢11番3地先から字繋ヶ沢11番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年9月6日
- 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月6日から同月19日まで

## 秋田県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	十文字羽後鳥海線	由利本荘市鳥海町下笹子字繋ヶ沢44番1地先から字繋ヶ沢12番3地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年9月6日
- 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月6日から同月19日まで

## 公 告

次のとおり特定調達に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託名  
衛星通信ネットワークシステム点検整備委託
- (2) 委託場所  
秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎（統制局）他100か所
- (3) 委託内容

秋田県総合防災情報システムの基幹となる衛星通信ネットワークであり、県本庁と各地域振興局、各市町村、各消防本部及び各防災関係機関との間で衛星無線通信を確保している秋田県防災行政無線の中核となる部分である。消防庁からの地震や津波に関する緊急連絡、さらには気象庁の発する気象警報などを迅速にこれら機関に送信し、

災害を最小限度に食い止めるための緊急通信手段として使用しているほか、通常業務では電話、FAXとしても使用している。さらに、災害時の有線電話網が破壊された場合は、防災関係機関での唯一の通信網となる性格を有しているシステムである。これらシステムの構成装置の点検整備を行い、システム全体の動作を確認、検証する。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成24年2月29日

(5) 入札の方法

本委託は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。
- (3) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。
  - ア 点検時、技術者が常駐可能なこと。
  - イ 不慮の事故の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。
  - ウ 他県などに同様のシステムの納入実績があること。
- (4) 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

ア 提出書類等

競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 提出方法

電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による場合（電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合に限る。以下同じ。）は、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に1部持参すること。

ウ 提出期間

平成23年9月6日（火）午前9時から同月13日（火）午後5時まで（サーバ停止時間を除く。）

エ 用紙の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

本委託に係る仕様書、図面、入札説明書、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

(1) 閲覧方法

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 閲覧期間

平成23年9月6日（火）から同月20日（火）まで

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成23年9月13日（火）までに電子入札システムにより行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、平成23年9月15日（木）までに電子入札システムにより行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第160条及び第161条の規定するところによる。ただし、規則第162条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第177条及び第179条に規定するところによる。ただし、規則第178条第1号または第2号に該当する場合は、免除する。

## 7 入札書等の提出等

## (1) 提出方法

電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による者については、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に持参すること。

## (2) 提出期間

平成23年9月21日(水)午前8時30分から午後5時15分まで(サーバ停止時間を除く。)ただし、紙入札方式による者については、(3)の開札予定時刻までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

## (3) 開札予定時刻

平成23年9月22日(木)午前10時

## (4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (5) その他

ア 入札執行回数は、2回までとする。

イ 開札の結果、入札参加者が1名であった場合であっても、入札を執行するものとする。

## 8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2名以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合であっても、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立てを行うことができる。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2名以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合であっても電子証明書を取得していない者のした入札)

(9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (5) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

#### 11 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項  
秋田県総務部総合防災課計画・情報班  
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 電話番号018-860-4567
- (2) 設計図書に関する事項  
秋田県総務部総合防災課計画・情報班  
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 電話番号018-860-4567

#### Summary

- 1 Subject matter of Contract : Maintenance Service for a satellite communications network of Lascom
- 2 Contracting Period : From September 6, 2011 to September 13, 2011
- 3 Time limit for submitting tender : 10:00 September 22, 2011
- 4 Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Akita prefectural, sannou 3-1-1, Akita City, Akita prefecture, japan 010-8572 TEL 018-860-4567 (Japanese only)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
平成23年度公共事業労務費調査業務委託 GK23-YE
- (2) 業務概要  
公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 1式
- (3) 履行期限  
平成24年1月31日
- (4) 業務場所  
別途指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店又は営業所を東北管内に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北管内において、公共事業労務費調査業務を元請として完了させた実績があること。
- (4) 管理技術者は、公共事業労務費調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班  
(電話018-860-2419)
- (2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年9月6日（火）から同月9日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

#### 4 入札執行の日時及び場所

平成23年9月12日(月)午後1時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎(本庁舎)6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、かづの土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

鹿角市花輪字鉄砲平4番地19

佐 藤 忠 碩

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から申請のあった定款変更について、平成23年8月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田5番地

齋 藤 喜 光

2 就任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田37番地

佐 藤 隆 敏

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄